

## 滋賀地域交通活性化協議会財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、滋賀地域交通活性化協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第14条の規定に基づき、滋賀地域交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 協議会の予算は、滋賀県からの負担金、国からの補助金、繰越金およびその他の収入をもって歳入とし、協議会の運営および事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに滋賀県知事に送付しなければならない。

（予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、特に緊急を要するため協議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、既定予算の補正について専決することができる。

3 前項の既定による処置については、会長は、次の協議会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

4 前条第4項の既定は、第1項および前項の規定により補正予算が協議会の承認を得たときに準用する。

（予算区分）

第4条 歳入予算の款、項および目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項および目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1および別表第2に定める以外の項および目を定めることができる。

（予算の流用および予備費の充用）

第5条 歳出予算の流用および予備費の充用は、滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）等に準拠するものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用または予備費の充用をしたときは、協議会に報告しなければならない。

（出納および現金等の保管）

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（出納責任者および出納員）

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会の出納責任者および出納員を命ずることができる。

2 出納責任者は協議会会計の一切の責任を負うものとする。

3 出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入および支出の手続き)

第8条 協議会の予算に係る収入および支出の手続は、滋賀県財務規則等に準拠するものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前項に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、設置要綱第13条の規定による監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに滋賀県知事に送付しなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この規程は、令和 年 月 日から施行する。

2 協議会の設立初年度の会計年度については、第2条の規定にかかわらず、この規程の施行の日から令和7年3月31日までとする。

別表第1 (第4条関係)

歳入予算の款、項および目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2 (第4条関係)

歳出予算の款、項および目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
	3 諸費	1 諸費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費